

企画県民部消費生活安全課

題 名	山梨県食の安全・安心推進条例
趣 旨	食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県、生産者及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。
内 容	<p>1 条例制定の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、平成15年度に「やまなし食の安全・安心基本方針」を策定するとともに、「やまなし食の安全・安心行動計画」に基づき各種の施策に取り組んできた。 ○ しかしながら、食品偽装表示問題、輸入食品への農薬混入事案等が相次いで発生し、食品の安全性に対する県民の関心・不安が高まっている。 ※ H23消費生活意識調査：食品の安全性について関心がある83%、不安がある70% ○ また、県内の関係団体から、食の安全・安心に係る条例の早期制定について要望が寄せられている。 ○ このような背景を踏まえ、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための条例を制定する必要がある。 <p>2 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産・供給の確保に資することを条例の目的とする。 (2) 食の安全・安心の確保に関する基本理念を定める。 (3) 県、生産者及び事業者の責務等を定める。 (4) 食の安全・安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、推進計画を策定することとする。 (5) 食の安全・安心の確保に関する基本的施策について規定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 食の安全・安心を推進するための体制整備 ② 生産から販売に至る食品の安全性の確保 ③ 食品に関する正確な情報の提供（適正な食品表示の確保、原産地に関する情報の提供の充実等） ④ 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築 (6) 健康への悪影響を未然に防止するため、出荷の制限、自主回収の報告、措置勧告等の制度を設ける。 (7) 山梨県食の安全・安心審議会（知事の附属機関）を設置する。
施行期日	平成24年4月1日から施行する。ただし、2（5）③のうち原産地に関する情報の提供の充実に係る部分及び2（6）については、平成25年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし